

教育委員会教育長 訓令番号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教育委員会教育長 訓令第1号	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部 を改正する訓令	令和3年10月26日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第3条関係） 個別専決事項					別表（第3条関係） 個別専決事項						
管理部	課所名	専決事項	課長	部長	副教育長	管理部	課所名	専決事項	課長	部長	副教育長
教育総務課	1～3	[略]				教育総務課	1～3	[略]			
	4	<u>修学部分休業を承認すること。</u>					4	[略]			
		(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>			○						
		(2) <u>所属職員</u>	○								
	5	<u>自己啓発等休業を承認すること。</u>									
		(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>			○						
		(2) <u>所属職員</u>	○								
	6	<u>配偶者同行休業を承認すること。</u>									
		(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>			○						
		(2) <u>所属職員</u>	○								
	7	[略]									
							4	[略]			
							5	<u>職員の配偶者同行休業を承認すること。</u>			
								(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>			○
								(2) <u>所属職員</u>	○		
	8	[略]					6	[略]			
	9	[略]					7	[略]			
	10	[略]					8	[略]			
	11	[略]					9	[略]			
	12	[略]					10	[略]			

1 3	[略]			
1 4	[略]			
1 5	[略]			
1 6	[略]			
[略]				

1 1	[略]			
1 2	[略]			
1 3	[略]			
1 4	[略]			
[略]				

学校教育
部

課所名	専決事項	課長	部長	副教 育長
-----	------	----	----	----------

[略]

教職員 人事課	1・2 [略] 3 小学校等及び中等 教育学校の教職員の 修学部分休業を承認 すること。 (1) 校長 (2) その他の教職員			○
	4 小学校等及び中等 教育学校の教職員の 自己啓発等休業を承 認すること。 (1) 校長 (2) その他の教職員	○		○
	5 小学校等及び中等 教育学校の教職員の 配偶者同行休業を承 認すること。 (1) 校長 (2) その他の教職員			○
	6 [略]			
	7 小学校等の主幹教 諭、教諭、養護教 諭、栄養教諭又は講 師（常勤の者に限 る。）の大学院修学 休業を承認するこ と。	○		

学校教育
部

課所名	専決事項	課長	部長	副教 育長
-----	------	----	----	----------

[略]

教職員 人事課	1・2 [略]			
	3 [略]			
	4 小学校等及び中等教 育学校の教職員の配偶 者同行休業を承認する こと。 (1) 校長 (2) その他の教職員			○
	5 小学校等の教育職 員（校長を除く。） の大学院修学休業、 修学部分休業及び自 己啓発等休業を承認 すること。	○		○

	8 [略]			
	9 [略]			
	10 [略]			
	11 [略]			
	12 [略]			
	13 [略]			
[略]				
高校教育課	1～3 [略]			
	4 高等学校等の教育職員 の修学部分休業を承認すること。 (1) 校長 (2) その他の教育職員	○	○	
	5 高等学校等の教育職員 の自己啓発等休業を承認すること。 (1) 校長 (2) その他の教育職員	○	○	
	6 高等学校等の教育職員 の配偶者同行休業を承認すること。 (1) 校長 (2) その他の教育職員	○	○	
	7 [略]			
	8 高等学校等の主幹教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭又は講師（常勤の者に限 る。）の大学院修学休業を承認するこ と。	○		
	9 [略]			
	10 [略]			
	11 [略]			
	12 [略]			

	6 [略]			
	7 [略]			
	8 [略]			
	9 [略]			
	10 [略]			
	11 [略]			
[略]				
高校教育課	1～3 [略]			
	4 [略]			
	5 高等学校等の教育職員 の配偶者同行休業を承認すること。 (1) 校長 (2) その他の教育職員			○
	6 高等学校等の教育職員 （校長及び実習助手を除く。）の 大学院修学休業、修学部分休業及び自己啓 発等休業を承認すること。			○
	7 [略]			
	8 [略]			
	9 [略]			
	10 [略]			

<u>13</u>	[略]				<u>11</u>	[略]			
<u>14</u>	[略]				<u>12</u>	[略]			
<u>15</u>	[略]				<u>13</u>	[略]			
<u>16</u>	[略]				<u>14</u>	[略]			
<u>17</u>	[略]				<u>15</u>	[略]			
<u>18</u>	[略]				<u>16</u>	[略]			
<u>19</u>	[略]				<u>17</u>	[略]			
<u>20</u>	[略]				<u>18</u>	[略]			
[略]					[略]				
[略]									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。